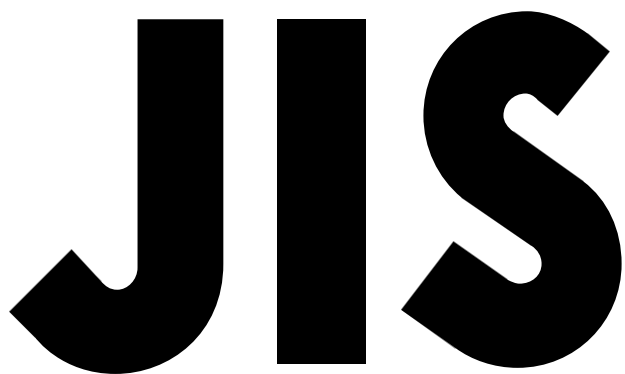




排水・用水用オゾン処理装置－ 仕様項目及びオゾン濃度測定方法

JIS B 9946 : 2019

(JOA/JSA)

令和元年 8 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京（公益社団法人土木学会）
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.11.21 改正：令和元.8.20

官 報 掲 載 日：令和元.8.20

原 案 作 成 者：特定非営利活動法人日本オゾン協会

（〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-10 日本橋インテリジェントフラッツ

TEL 03-6661-1622）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 構成	3
5 仕様項目及び要求性能	5
6 耐オゾン性材料	8
7 処理装置の使用エネルギー管理	8
8 処理装置及び処理装置周辺でのオゾン濃度管理	9
9 オゾン濃度測定方法	10
10 定期保守・点検	16
附属書 A（規定）オゾン発生量の算出方法	17
附属書 B（参考）オゾン発生部及びオゾン反応部の要求性能に関する補足事項	18
附属書 C（規定）発生オゾン濃度特性曲線	20
附属書 D（規定）オゾン漏えい箇所の確認方法	22
附属書 E（参考）オゾン濃度測定方法における補足事項	24
附属書 F（参考）定期保守・点検留意項目	29
解 説	31

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人日本オゾン協会（JOA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 9946:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

排水・用水用オゾン処理装置— 仕様項目及びオゾン濃度測定方法

Ozone treatment apparatus for water and wastewater including
other oxidation uses—Specifications of apparatus and
measurement methods for ozone concentration

序文

この規格は、2011年に制定されたが、その後の耐オゾン性材料などの技術的進展、普及状況などに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は、現時点で制定されていない。

この規格の利用者は、人為的に製造するオゾン及びその関連装置について、強制法規の適用を含めその取扱いに精通していなければならない。また、オゾンの測定時には作業従事者の健康に留意する。

1 適用範囲

この規格は、工業排水、工業用水、下水、上水などの分野でオゾンを用いて処理を行う排水・用水用オゾン処理装置（以下、処理装置という。）に求められる一般的な仕様項目（要求性能）及びオゾン濃度測定方法について規定する。

この規格は、定格オゾン発生量（オゾンが発生する工程が複数系列の場合は、その総量）が0.5 kg/h以上の処理装置を対象とする。

なお、オゾン発生量の算出方法は、**附属書 A**による。

注記 処理装置とは、オゾンの発生、反応及び分解する工程をもつ装置で、かつ、オゾン濃度管理点（以下、管理点という。）でオゾン濃度を適切に測定し、有機物及び微量有害物質の分解、消毒、脱色・脱臭などの処理を行う装置をいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7957 大気中のオゾン及びオキシダントの自動計測器

JIS B 8265 圧力容器の構造—一般事項

JIS K 0804 検知管式ガス測定器（測長形）

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。